

山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

令和7年11月
山口県

目 次

山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画の概要	1
家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対応	4
死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応	5
飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応	6
食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応	7
第1章 目的	8
第2章 県、市町、関係団体、家きん農場等の果たすべき役割	8
I 県の役割	8
II 市町の役割	8
III 養鶏協会等関係団体の役割	9
IV 獣医師会等の役割	9
V 家きん農場等の役割	9
第3章 家きんにおける対応	9
I 防疫方針	9
II 本病を疑う異常を示した家きん発生時の対応	10
III 簡易検査の結果が陽性（疑い事例）時の対応	13
IV 簡易検査の結果が陰性時の対応	16
V 遺伝子検出検査の結果が陽性（疑似患畜の決定）時の対応	16
VI 本病を疑うウイルスが分離された場合の対応	19
VII 発生農場及び一般農場の防疫対応等	20

Ⅷ	搬出制限の解除	22
Ⅸ	移動制限の解除(全ての防疫措置終了)	22
X	その他	23
第4章	野鳥における対応	23
Ⅰ	防疫方針	23
Ⅱ	本病を疑う死亡野鳥等の対応	24
Ⅲ	簡易検査の結果が陽性時の対応	24
Ⅳ	遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応	26
Ⅴ	死亡野鳥等において分離ウイルスの病原性が高病原性と確認 された場合の対応	27
Ⅵ	防疫措置完了時の対応	28
Ⅶ	その他	28
第5章	動物園等の飼養鳥における対応	28
Ⅰ	防疫方針	28
Ⅱ	本病を疑う異常を示した飼養鳥発生時の対応	29
第6章	学校・福祉施設等及び小羽数飼養者への対応	30
第7章	共通事項	30
Ⅰ	県民への情報提供	30
Ⅱ	要領等の制定	31

山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画の概要

策 定：平成27年 3月
 改 正：平成27年10月
 改 正：平成29年 5月
 改 正：平成30年10月
 改 正：令和 2年11月
 改 正：令和 5年11月
 改 正：令和 7年11月

1 家きんにおける対応

(1) 本病を疑う異常を示した家きんの発生時の対応

異常家きんの届出（家きん所有者等）

- 家きん所有者及び獣医師等は、鳥インフルエンザに関する特定症状が発生した場合に直ちに家畜保健衛生所に届出

鳥インフルエンザ特定症状の確認（家畜保健衛生所）

- 届出を受けた家畜保健衛生所は、直ちに当該農場の立入検査を実施
 - ・ 鳥インフルエンザ特定症状を確認し、簡易検査を実施
簡易検査（1回目：農場、2回目：家畜保健衛生所）
- 家畜保健衛生所は、異常家きん発生農場を監視下に置き、家きん所有者に対し、緊急消毒、立入制限、移動自粛等、必要な措置を指導
- 家畜保健衛生所は、検査材料を病性鑑定室へ搬送し、以下の事項を準備

ア 初動防疫のための調査（初動調査）

- ① と殺の方法
- ② と殺した家きん及び本病のウイルスに汚染されたおそれのある物品の処理量の把握並びにそれらの処理方法及び処理場所
- ③ 必要人員・資材の算定と確保及び輸送方法
- ④ 作業動線、資材搬入場所等
- ⑤ 当該農場周辺の調査と仮設基地の設置場所
- ⑥ その他防疫措置に必要な事項

イ 集合基地、移動制限、搬出制限区域（以下、「制限区域」という。）等に係る調査及び消毒ポイント設置場所の選定

(2) 簡易検査の結果が陽性（疑い事例）時の対応

連絡会議の開催（畜産振興課）

- 畜産振興課は、簡易検査結果が陽性であることを報道機関等へ公表
- 山口県高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）（会長：農林水産部長）を開催し、関係各課に対し必要な連絡及び防疫措置準備の協力を要請
- 現地家畜保健衛生所に対し、防疫措置計画の報告、初動防疫を指示

◇初動防疫（家畜保健衛生所）

当該農場	周辺農場
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農場への立入制限 ・ 鶏舎及び周辺の緊急消毒 ・ 関連物品の搬出制限 ・ 家きんや人等の移動状況調査 ・ 殺処分方法や死体の処理方法等の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家きん飼養場所の確認（半径10km以内） ・ 制限区域の設定検討

(3) 簡易検査の結果が陰性時の対応

- 畜産振興課は、簡易検査が陰性であることを関係機関等に報告
- 現地家畜保健衛生所は、家畜伝染病予防法に基づく家きんの病性鑑定を実施し、異常の原因究明を行うとともに必要な衛生対策指導を実施

(4) 遺伝子検出検査の結果が陽性（疑似患畜の決定）時の対応

- 山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部（以下「県本部」という。）の設置（本部長：知事）

県本部会議の開催（農林水産政策課）・防疫活動の開始（畜産振興課）

- 農林水産政策課は、速やかに県本部会議を開催
- 畜産振興課は、直ちに家畜伝染病予防法に基づく防疫活動を開始

◇ **家畜伝染病予防法に基づく防疫活動**

発生農場	周辺農場
<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場に通じる道路の通行遮断 ・鶏舎の消毒、糞等の汚染物品の処理 ・疑似患畜の殺処分及び焼埋却処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動制限区域の決定（半径 3 km 以内） ・搬出制限区域の決定（半径 3 ～10km 以内） ・農場の臨床検査（死亡率の上昇等の異状を認めた場合には簡易検査） ・消毒ポイントの設置

2 野鳥における対応

(1) 本病を疑う死亡野鳥等の対応

- 現地農林水産事務所森林部は、同一場所に死亡野鳥等の発見及び通報があった場合は、野鳥マニュアルの対応レベル、感染リスク及び外傷の有無等に応じて回収し、家畜保健衛生所に搬入
- 家畜保健衛生所は、簡易検査を実施し、結果を畜産振興課、病性鑑定室及び当該森林部に連絡（ただし、早期警戒期間（9月～10月）以外の期間は、簡易検査を省略しても差し支えない）。また、家畜保健衛生所は、簡易検査が陰性であった場合は遺伝子検出検査のために検体を環境省が指定する検査機関に送付

(2) 簡易検査の結果が陽性時の対応

- 家畜保健衛生所は、病原性検査のため、検体を環境省が指定する検査機関へ送付（ただし、畜産振興課及び自然保護課が必要と認める場合、検体を病性鑑定室に搬送し、遺伝子検出検査を実施）

(3) 簡易検査又は遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

- 家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「防疫対策班」という。）は、原則として、連絡会議を開催し、報道機関等へ簡易検査又は遺伝子検出検査が陽性であることを公表
- 防疫対策班は、当該野鳥を確保した地点において、必要に応じて通行制限及び遮断を実施するとともに、その地点から半径 3 km 以内の全ての農場に対する異状の有無の確認及び消毒（以下「緊急防疫措置」という。）を家畜保健衛生所へ指示

(4) 死亡野鳥等において分離ウイルスの病原性が高病原性と確認された場合の対応

- 防疫対策班は、連絡会議関係各課に野鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生したことを報告

3 動物園等の飼養鳥における対応

(1) 簡易検査の結果が陽性時の対応

- 家畜保健衛生所は、畜産振興課に連絡
- 家畜保健衛生所は、遺伝子検出検査のため、検体を病性鑑定室に搬入

(2) 遺伝子検出検査の結果が陽性時の場合

- 家畜防疫対策班は、連絡会議を開催し、報道機関等へ公表。家畜保健衛生所は緊

急防疫措置を実施

(3) 分離ウイルスの病原性が高病原性と確認された場合の対応

- 防疫対策班は、連絡会議関係各課に飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生したことを報告

4 学校・福祉施設等及び小羽数飼養者への対応

学校・福祉施設等及び小羽数飼養者で高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した際は、第3章から5章に準じ、関係省庁等と協議の上、必要な防疫措置を実施

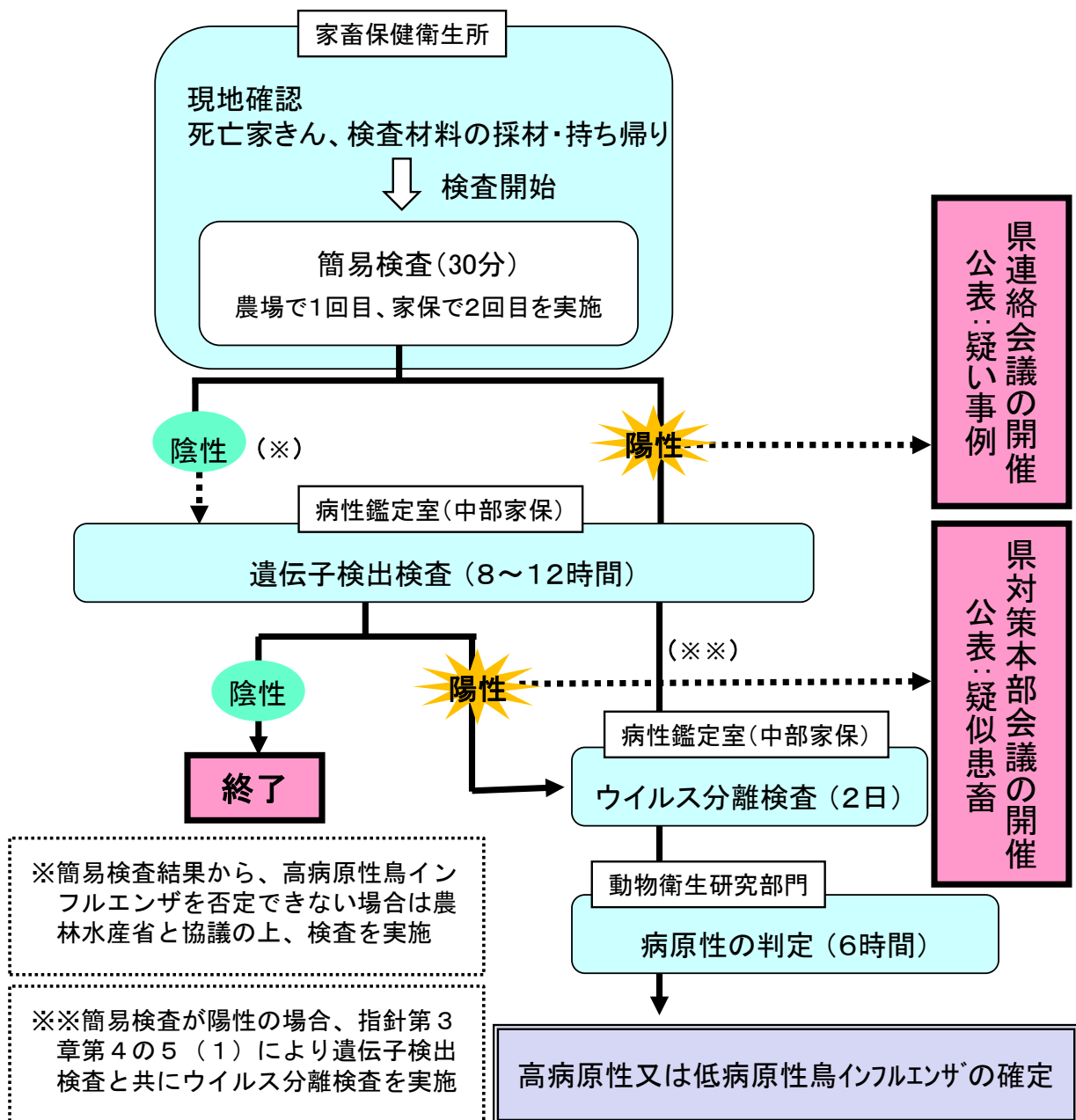
家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆法的根基等◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

家きん飼養農場における死亡鶏の増加
(死亡羽数が通常時の2倍以上が目安)

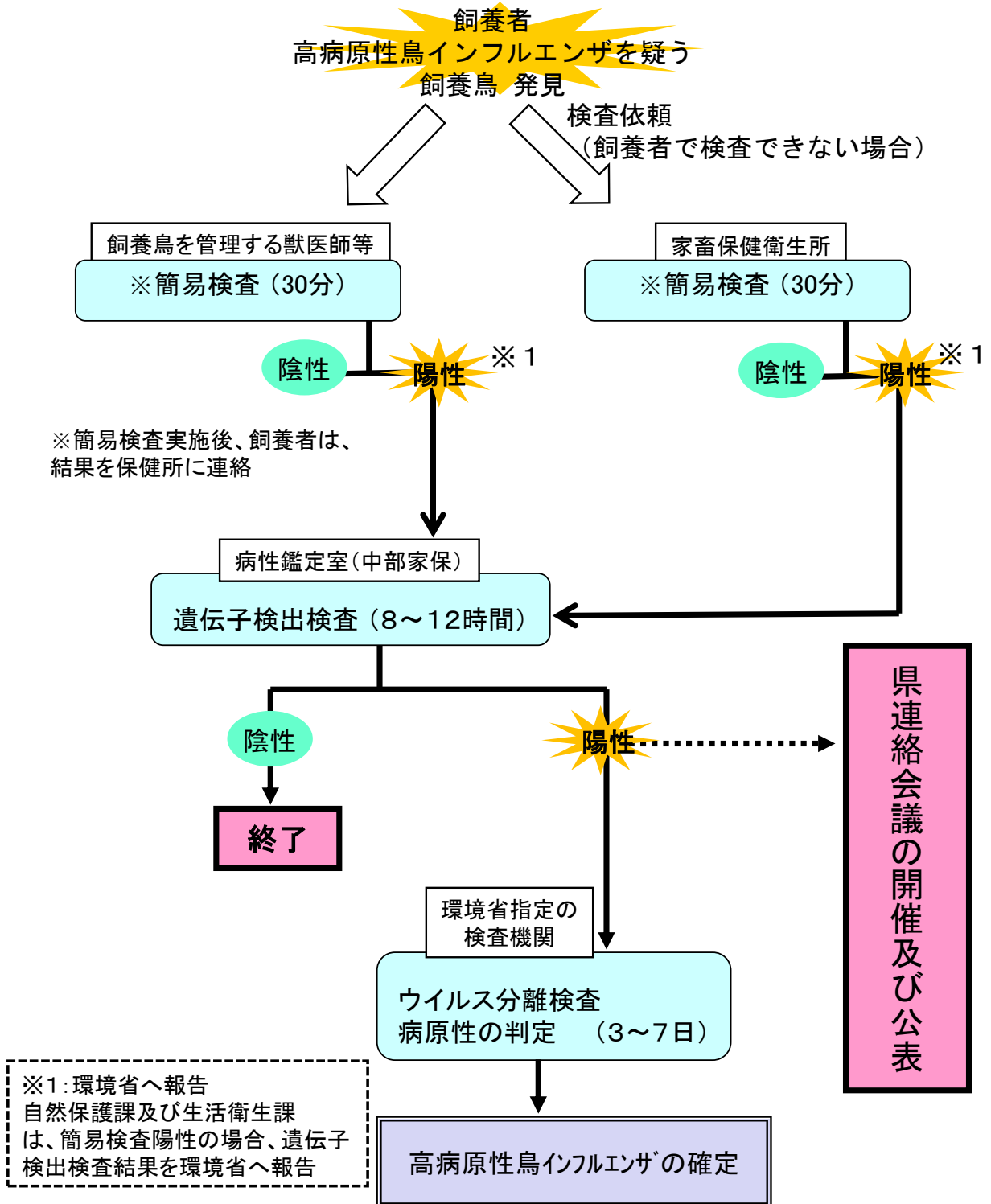
↓ 通報 (農場管理者)



飼養鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆根基◆

- ・動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針
(環境省自然環境局長通知)
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

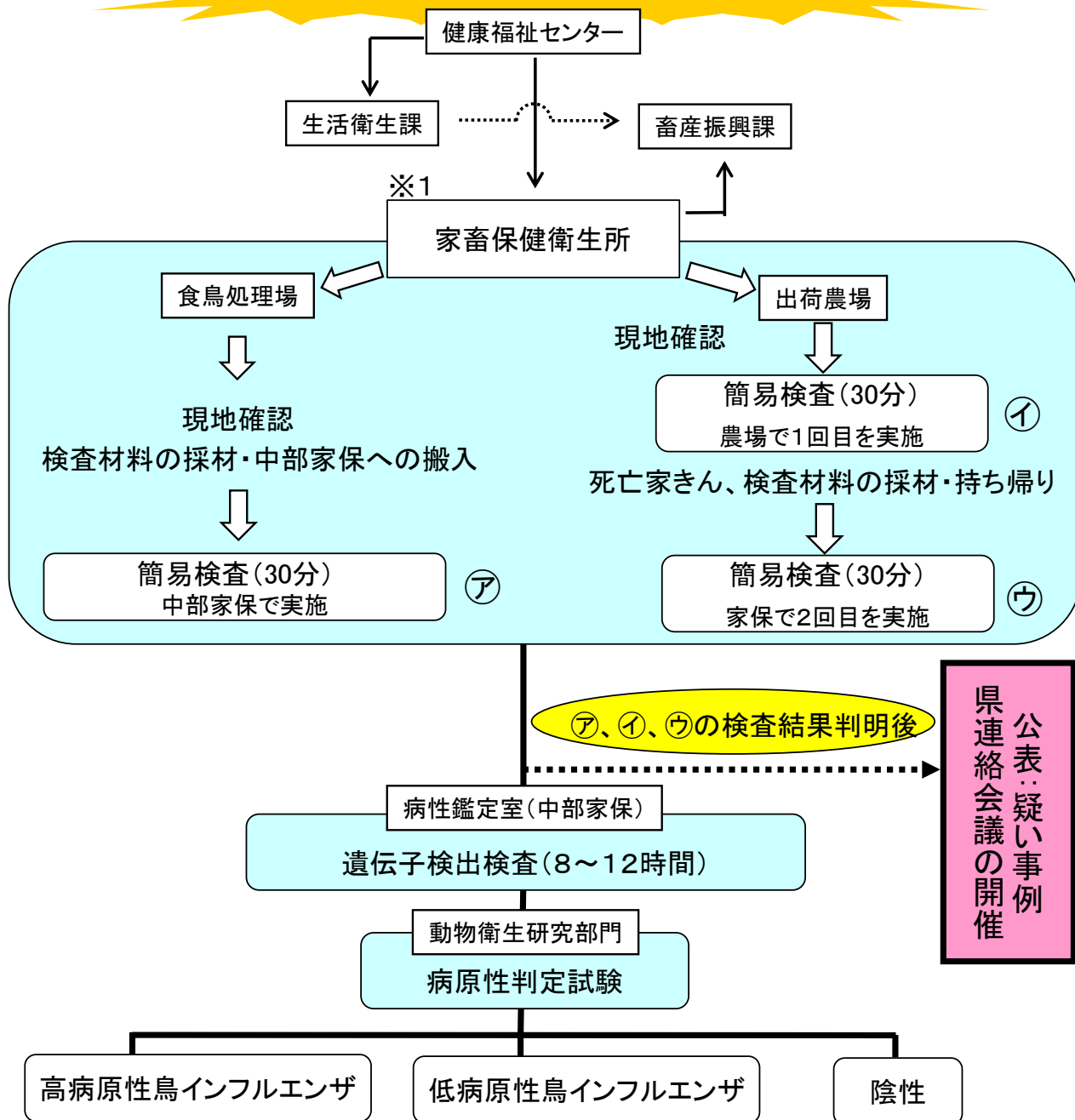


食鳥処理場における高病原性鳥インフルエンザの防疫対応

◆法的根基等◆

- ・家畜伝染病予防法
- ・食鳥処理の事業の規則及び食鳥検査に関する法律
- ・高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針
- ・山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

食鳥処理場におけるスクリーニング検査陽性の確認



※1：食鳥処理場と出荷農場の管轄家保が異なるケース有り

山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画

制	定	：	平成27年	3月30日
改	正	：	平成27年10月13日	
改	正	：	平成29年	5月26日
改	正	：	平成30年10月29日	
改	正	：	令和2年11月6日	
改	正	：	令和5年11月28日	
改	正	：	令和7年11月	日

第1章 目的

この山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫計画（以下「防疫計画」という。）は、県内における高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ（以下「本病」と総称する。）の防疫対策を迅速かつ適切に実施するための対応措置を定めるものである。

第2章 県、市町、関係団体、家きん農場等の果たすべき役割

県、市町、関係団体、家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。））所有者等の役割は、「家畜防疫を総合的に推進するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣公表）に基づき次のように定める。

I 県の役割

県は、国と相互に連携し、次の取組を行う。

- (1) 本病の検査等による発生及び浸潤状況の把握
- (2) 本病の防疫に関する情報の分析及び還元による自衛防疫の推進
- (3) 本病発生時の防疫措置の企画、実施及び指導
- (4) 本病の防疫に関する調査
- (5) 病性鑑定体制の整備
- (6) 本病の防疫実施にあたる人材の確保
- (7) 農場従業者、防疫従事者等の健康調査

II 市町の役割

市町は、次の取組を行う。

- (1) 家きん所有者等が行う自衛防疫の推進及び連絡調整
- (2) 家きん所有者の行うべき防疫措置の実施に対する支援
- (3) 県が行う防疫活動への協力

Ⅲ 養鶏協会等関係団体の役割

養鶏協会等、家きん所有者が組織する団体は、国、県、市町等と連携し次の取組を行う。

- (1) 組織的かつ統一的に行うべき自衛防疫の実施
- (2) 家きん所有者個々が行う自衛防疫の推進
- (3) 家きん所有者等への家畜衛生知識の普及・啓発
- (4) 防疫推進方向についての家きん所有者等の意見集約
- (5) 県が行う防疫活動への協力

Ⅳ 獣医師会等の役割

獣医師会等、獣医師の組織する団体は、県等と連携し、その組織的推進を図るとともに、獣医師は次の取組を行う。

- (1) 最新家畜衛生知識の習得
- (2) 家きん所有者への家畜衛生知識の普及・啓発
- (3) 関係団体が行う自衛防疫活動への協力
- (4) 本病を疑う症例の通報等本病発生情報の県への提供
- (5) 県が行う防疫活動への協力

Ⅴ 家きん農場等の役割

家きん農場等は、相互に連携し、次の取組を行う。

- (1) 飼養家きんの伝染性疾病の発生予防とまん延防止について一義的責任を有することを自覚し、平素から徹底した衛生管理を実施するとともに、発生時の防疫作業への全面的な協力と、事前の家きんの処分に係る埋却地の確保等に努める
- (2) 健康家きんの出荷及び導入
- (3) 農場及び関係施設入出場車両の消毒等一般衛生管理、予防接種、自主検査その他自衛防疫の実施
- (4) 異常家きん（本病を疑う異常（鳥インフルエンザに関する特定症状：死亡率が通常の2倍以上等）を示した家きん（以下「異常家きん」という。））の有無の観察及び発見時の早期措置
- (5) 県が行う防疫活動への協力

第3章 家きんにおける対応

I 防疫方針

- 1 本病の防疫措置は、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「家畜伝染病まん延防止規則」（昭和35年山口県規則第73号）、「家畜防疫を総合的に推進

するための指針」（平成13年9月6日付け農林水産大臣通知）、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日（以下「国指針」という。）」、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（平成16年11月18日付け16消安第6227号農林水産省消費・安全局長通知、以下「留意事項」という。）」、「国民の皆様へ（鳥インフルエンザについて）」（平成16年3月9日付け食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省・環境省通知）及び本計画に基づき、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議しながら実施する。

- 2 本病は、伝染力が極めて強く、家きんが感染した場合、高病原性鳥インフルエンザウイルスでは致死率が著しく高いこと、明瞭な臨床症状を示さない低病原性鳥インフルエンザウイルスも高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異することが報告されていることから、本病発生時には、と殺及び移動制限等により、本病の撲滅を図り、常在化を防止する。
- 3 家きんにおける防疫対策は、原則としてワクチンを使用せず、検査による感染家きんの摘発及び淘汰により防疫を進める。
- 4 家きんにおける本病発生時には、国、県、市町、関係団体及び家きんの飼養者が共通の認識の下に連携を図り、迅速かつ徹底した防疫措置を強力に推進することにより、早期終息を図る。

II 本病を疑う異常を示した家きんの発生時の対応

1 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）の対応

(1) 立入検査の実施等

異常家きんの発生の届出を受けた家保（以下「現地家保」という。）は、留意事項様式3により畜産振興課に報告するとともに、直ちに2名以上の家畜防疫員等を当該異常家きんが発生した農場（以下「異常家きん発生農場」という。）に派遣し、国指針に基づき以下の対応を行う。

ア 異常家きん発生農場に立ち入りする家畜防疫員の対応

- ① 届出内容を確認し、直ちに異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん8羽（8羽に満たない場合は全羽）の気管スワブについて迅速検査キットを用いた簡易検査（以下「簡易検査」という。）を農場で行う（1回目）。その際、可能な限り異常家きんを含む家きんの群の状況についてデジタルカメラで撮影する。
- ② 簡易検査の結果及び異常家きん発生農場の概況、撮影した写真を当該農場又

は最寄りの事務所から現地家保に電話又は電子メール等で報告する。現地家保は、当該報告内容を畜産振興課に報告する。

③ 病性鑑定等に供する検査材料を採取する。

イ 異常家きん発生農場に立ち入らない家畜防疫員の対応

まん延防止のため徹底したウイルスの散逸防止が講じられた病性鑑定に供する検査材料を、現地家保又は、状況に応じて中部家畜保健衛生所病性鑑定室（以下「病性鑑定室」という。）に搬送する。

(2) 現地家保の対応

死亡家きん8羽（8羽に満たない場合は全羽）及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）2羽を家保に搬入後、（病性鑑定室に搬入する場合は、病性鑑定室において）直ちに気管スワブについて簡易検査を実施（2回目）し、結果を畜産振興課に報告する。

(3) 異常家きん発生農場管理者への指導

現地家保は、簡易検査及び遺伝子検出検査の結果が判明するまでの間、異常家きん発生農場を監視下に置くとともに、本病の発生に備え、異常家きん発生農場管理者に対し、以下の事項について指導する。

ア 異常家きん発生農場（家きん舎内外）の緊急消毒

イ 異常家きん発生農場への人、車両等の立入制限

ウ やむなく車両等が異常家きん発生農場内に入る場合、出入りに際しての徹底した消毒

エ 過去21日間の死亡状況及び現在の飼養羽数を示す書類の提示

オ 過去21日間における次の情報に関する書類の提示

① 家きんの移動履歴

② 人（家きんの所有者、従業員、獣医師、農場指導員及びキャッチャー（鶏を出荷用のカゴ等に入れる作業員）等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）の移動範囲及び入退場履歴

③ 車両（家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物及び堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域内に立ち入る車両）の移動範囲及び入退場履歴

④ 堆肥の出荷先

⑤ 種卵の出荷先

カ ニューカッスル病等のワクチン接種状況の提示

キ 家きん舎内への野鳥等の侵入防止対策の実施

ク 従業員の家きん等の飼育場所への立入りの自粛

ケ 農場からの人、車両、生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター（液卵加工場を含む。以下同じ）等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体、家

きんの排せつ物等、敷料、家きん飼養器具等の移動の自粛

(4) 調査及び畜産振興課への報告

現地家保は、以下の事項について調査し、速やかに畜産振興課に報告する。なお、併せて留意事項様式4-1、留意事項様式4-2を畜産振興課に提出する。

ア 第3章Ⅱ1(3)のエにより調査した異常家きんの発生状況(畜舎内の位置(場所)や羽数等)及び飼養羽数

イ 簡易検査結果

ウ 第3章Ⅱ1(3)のオにより調査した家きん移出入、人及び車両の移動範囲、たい肥の出荷先、種卵の出荷先

エ 異常家きん発生農場の生産物の出荷先であるGPセンター、食鳥処理場等の名称

オ 異常家きん発生農場を介して汚染物品、人、物及び車輛の移動により、患畜となるおそれのある家畜を飼養している可能性のある農場(以下「疫学関連農場」という。)の名称

カ 家きん100羽以上(エミュー及びだちょうにあつては、10羽以上)の飼養農場(以下「一般農場」という。)、学校・福祉施設等及び小羽数飼養者における管内の家きん等の飼養状況

キ 緊急連絡体制

(5) 各農林水産事務所及び下関農林事務所(以下「現地農林水産事務所」という。)の対応

現地農林水産事務所は防疫措置に係る以下の事項を準備する。

ア 初動防疫のための調査(以下「初動調査」という。)

① と殺の方法

② と殺した家きん及び本病のウイルスに汚染されたおそれのある物品(以下「汚染物品」という。)の処理量の把握並びにそれらの処理方法及び処理場所

③ 必要人員・資材の算定と確保及び輸送方法

④ 作業動線、資材搬入場所等

⑤ 当該農場周辺の調査と仮設基地の設置場所

⑥ その他防疫措置に必要な事項

イ 集合基地及び周辺農場情報等に係る調査

① 集合基地の選定

② 移動制限及び搬出制限区域(以下「制限区域」という。)の設定と制限区域内の家きん飼養農場数、羽数の把握

③ 消毒ポイント設置場所の選定

(6) 現地対策本部の設置準備

現地農林水産事務所は、山口県高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部(以下「現

地対策本部」という。)の設置の準備を行う。

2 病性鑑定室の対応

簡易検査が陽性の場合、病性鑑定室は、材料入手後、直ちに遺伝子検出検査を実施する。

3 畜産振興課の対応

(1) 報告

畜産振興課は、異常家きんが発生したことを動物衛生課、農林水産部長、農林水産政策課へ報告する。

なお、畜産振興課は、動物衛生課に留意事項様式3、Ⅱ1(1)ア①の写真、留意事項様式4-1、留意事項様式4-2及び検査のスケジュールを提出する。

(2) 防疫対応の準備

畜産振興課は、本病の発生を想定し、以下の事項について準備する。

ア 山口県高病原性鳥インフルエンザ対策連絡会議(以下「連絡会議」という。)の開催

イ 汚染物品の移動状況の把握

ウ 制限区域内の一般農場における家きんの飼養状況の把握

エ 異常家きん発生農場が生産物を出荷しているGPセンター及び食鳥処理場等の取引状況の把握

オ 現地家保に対し制限区域内における消毒ポイントの設定の指示

カ 防疫措置に必要な人員の確保及び輸送方法

キ 民間事業者の活用を検討するとともに、関係機関等と連携した自衛隊や県警察本部への出動要請、国及び他県の家畜防疫官(員)の派遣を検討

ク 本病の発生の告示

ケ 飼養家きんのと殺の指示

コ 制限区域の設定と告示

サ 愛玩鶏等の品評会の開催及び食鳥処理場の事業の停止の告示

シ 移動制限区域内におけるふ卵業務の停止の告示

Ⅲ 簡易検査の結果が陽性(疑い事例)時の対応

1 現地家保及び病性鑑定室の対応

現地家保は、異常家きんの簡易検査の結果が陽性であることを畜産振興課に報告するとともに、直ちに検査材料を病性鑑定室に搬入する。

病性鑑定室は、国指針に基づき本病の病性鑑定を行う。

2 連絡会議の設置

農林水産部長は、連絡会議を設置する。

3 畜産振興課の対応

(1) 報告等

連絡会議家畜防疫対策班である畜産振興課（以下「連絡会議防疫対策班」という。）は、動物衛生課と連携して、簡易検査の結果が陽性であることを報道機関等へ公表するとともに連絡会議を開催し、以下のとおり報告、連絡又は指示を行い、以後、随時必要な情報を報道機関等へ提供する。

ア 簡易検査陽性の旨を知事、部長へ報告

イ 連絡会議関係各課に対し必要事項の連絡及び防疫に必要な措置の準備の協力要請（県警察本部には連絡会議警戒警備対策班である警備部警備課のほか生活安全部生活安全捜査課、地域部地域企画課（以下「県警」という。）に連絡し、協力を要請）

ウ 動物衛生課への報告

エ 中国、四国及び九州・沖縄地方各県、中国四国農政局並びに動物検疫所門司支所（以下「隣接県等」という。）への連絡

オ 現地家保に以下の事項について指示

- ① 異常家きん発生農場の監視の継続と第3章Ⅱの1の(3)の事項の再徹底
- ② 一般農場、市町、農協及び関係者への連絡並びに広報資料の作成
- ③ 市町及び農協等に対し情報周知と緊急連絡体制の堅持を要請
- ④ 動力噴霧器の確保
- ⑤ 家畜防疫員の事務所待機

カ 異常家きん発生農場を管轄しない各家保（以下「他家保」という。）への連絡及び以下の事項についての指示

- ① 防疫資材の確保
- ② 一般農場、市町、農協及び関係者への連絡並びに広報資料の作成
- ③ 市町及び農協等に対し情報周知と緊急連絡体制の堅持を要請
- ④ 動力噴霧器の確保
- ⑤ 家畜防疫員の事務所待機

(2) 疫学関連農場の特定と立入検査

連絡会議防疫対策班は、現地家保と協議の上、疫学関連農場を特定し、当該関連農場の所在する地域を管轄する家保に対し、立入検査を実施し異常の有無を確認するよう指示する。

(3) 動物衛生課との協議

連絡会議防疫対策班は、動物衛生課と制限区域の設定について協議する。

また、必要に応じて防疫措置に必要な国や他の都道府県からの人的支援等について協議する。

(4) 必要人数の調整

ア 連絡会議防疫対策班は、防疫措置（殺処分、農場消毒等）に必要な人員を連絡会議総括班である農林水産政策課（以下「連絡会議総括班」という。）に報告し、連絡会議総括班は、関係機関と調整の上、必要人数を確保する準備を開始する。

イ 原則、防疫対応は、農林水産部の動員者により行うが、農林水産部のみでは、防疫措置が困難な場合等においては、民間事業者を活用する。連絡会議総括班は、民間事業者を活用してもなお、人員確保が必要な場合は、連絡会議人事班である人事課と調整の上、農林水産部以外の部局（以下「他部局」という。）からの動員を要請する。

4 現地家保の対応

（１）異常家きん発生農場への連絡と指示

現地家保は、異常家きん発生農場へ簡易検査の結果が陽性であることを連絡し、第3章Ⅱ1の（3）の事項の再徹底について指示する。

以後、随時、異常家きん発生農場へ必要な情報を提供する。

（２）初動調査

現地家保は、初動調査を行うための家畜防疫員を当該農場へ派遣する。当該家畜防疫員は、緊急立入で先発している家畜防疫員と協力して、防疫措置に向けての準備と調査を行う。

（３）評価

市町及び共済獣医師等とともに、汚染物品の評価業務を殺処分等の防疫業務を開始する前に実施する。

（４）初動調査結果の畜産振興課への報告

（５）移動制限予定区域内の農場への移動自粛要請

現地家保は、移動制限予定区域内の農場に対して家畜の移動自粛を要請する。

なお、当該農場が管轄外の場合は、管轄家保を通じ要請する。

5 現地農林水産事務所の対応

現地農林水産事務所は、現地家保から簡易検査の結果が陽性である旨の連絡を受け、異常家きん発生農場が所在する市町等関係機関に簡易検査の結果が陽性であることを連絡する。

また、現地農林水産事務所は、市町等関係機関を参集した現地連絡会議を開催し、本病が発生した際の防疫措置について協力を要請する。併せて、市町防疫対策本部設置について要請する。

以後、随時、当該市町等関係機関へ必要な情報を提供する。

6 他家保の対応

(1) 他家保は、以下の事項について調査検討し、速やかに連絡会議防疫対策班へ報告する。

ア 管内の一般農場、学校・福祉施設等及び小羽数飼養者における家きん等の飼養状況

イ 想定される制限区域内の一般農場の名称

ウ 想定される制限区域内の一般農場から出荷しているGPセンター及び食鳥処理場等への生産物の出荷状況

エ 異常家きん発生農場へ派遣可能な家畜防疫員(立入者と立ち入らない者を区別)の人数

オ 緊急連絡体制

(2) 簡易検査結果が陽性であることを管内すべての市町及び関係機関に連絡し、以後、随時必要な情報を提供する。

7 農林水産部出先機関(他家保及び現地農林水産事務所を除く)の対応

職員を待機させ、連絡会議総括班が作成する農林水産部の動員者名簿に基づく防疫従事者の動員要請等に備える。

8 他部局の対応

第3章Ⅲ3(4)のイによる要請があった場合、動員に備える。

Ⅳ 簡易検査の結果が陰性時の対応

畜産振興課は、簡易検査が陰性であることを、動物衛生課、農林水産部長、農林水産政策課、他家保へ報告する。

現地他家保は、Ⅱの1の(3)で行った指示を解除し、必要に応じて、家畜伝染病予防法に基づく家きんの病性鑑定を実施し、異常の原因究明を行うとともに必要な衛生対策指導を行う。

なお、迅速診断キットの検査結果から、高病原性鳥インフルエンザを否定できない場合は、農林水産省と協議の上、必要に応じて遺伝子検出検査を実施する。

Ⅴ 遺伝子検出検査の結果が陽性(疑似患畜の決定)時の対応

1 山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部の設置

知事は、山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部(以下「県本部」という。)を設置する。

2 報告等

(1) 県本部家畜防疫対策班である畜産振興課(以下「県本部防疫対策班」という。)は、

動物衛生課に遺伝子検出検査の結果が陽性であることを報告する。

- (2) 動物衛生課から疑似患畜の決定の連絡を受けた県本部防疫対策班及び県本部総括班である農林水産政策課（以下「県本部総括班」という。）は、本病が発生したことを県本部の本部長、本部長代理、副本部長、本部員に報告、連絡又は指示を行うとともに随時必要な情報を提供する。

3 県本部の対応

(1) 県本部会議の開催と公表

県本部防疫対策班は、動物衛生課と連携して、遺伝子検出検査の結果が陽性で、本病が発生したことを報道機関等へ公表するとともに、県本部総括班は、県本部会議を開催する。

(2) 情報の提供

県本部防疫対策班は、現地対策本部、他家保、県警、自衛隊（県本部調整班である防災危機管理課（以下「県本部調整班（防災危機管理課）」という。））及び隣接県等に遺伝子検出検査が陽性で、本病が発生したことを連絡し、また、県民に正確な情報を伝達するため、県本部総括班、県本部広報班である広報広聴課と連携し、県のホームページ等を通じて情報を提供する。

以後、随時、県民へ必要な情報を提供する。

(3) 関連農場における病性鑑定実施の指示

県本部防疫対策班は、同居歴による患畜及び疑似患畜となるおそれがある家きんが飼養されている関連農場の所在する地域を管轄する家保に、必要に応じ病性鑑定を実施するよう指示する。

(4) 発生の拡大及び大規模な発生の際の防疫措置に必要な人員の確保

県本部は、防疫措置に必要な人員の確保について、以下の対応を行う。

ア 防疫措置の遅延により発生の拡大が見込まれる場合、県本部防疫対策班は動物衛生課と調整し、他都道府県等に家畜防疫員等の派遣要請を行う。

イ 県職員のみでは対応が困難と見込まれる場合は、民間事業者の活用を検討する。

ウ 続発するなど、発生の拡大による当該地域の社会的・経済的混乱が見込まれる場合は、県本部防疫対策班は動物衛生課に対して自衛隊の派遣理由書を事前提出し、協議を行い、派遣可能となった場合は、県本部調整班である防災危機管理課（以下「県本部調整班（防災危機管理課）」という。）経由で自衛隊に発生状況、派遣を希望する期間、区域、活動内容等について連絡する。

県本部調整班（防災危機管理課）は、連絡調整の上、自衛隊に対し派遣要請を行う。

(5) 防疫従事者、農場管理者等の安全性確保対策

県本部健康対策班である健康増進課は、農場従業者、防疫従事者等の感染を未然に

防止するため管轄の保健所（以下「管轄保健所」という。）に、防疫作業前後の健康調査の実施を指示する。

(6) 現地対策本部への指示

県本部防疫対策班は、現地対策本部に以下の事項について指示を行う。

- ア 一般農場、市町、農協及び畜産関係者等への本病の発生と制限区域を設置したことの通報
- イ 発生農場から半径3 km以内の農場及びその他県本部防疫対策班が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の住所の情報提供（この場合、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が本病のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行うこと）
- ウ 飼料運搬車両等の畜産関連車両を消毒するために、市町、警察署等と協議して、幹線道路等への消毒ポイントの設置
- エ 現地対策本部会議の開催及び発生農場の所在する市町及び農協等へ防疫措置等の周知徹底
- オ 発生農場が所在する市町を除くすべての市町に対策窓口の設置を要請

(7) 他家保への指示

県本部防疫対策班は、他家保に以下の事項について指示を行う。

- ア 一般農場、市町、農協及び畜産関係者等への本病の発生と制限区域を設置したことの通報
- イ 第3章V3（6）イの情報提供について現地対策本部への協力
- ウ すべての市町に対策窓口の設置を要請

(8) 飼料販売及び運送業者への対応

県本部防疫対策班は、感染の拡大を防止するため、以下の対応を行う。

- ア 飼料販売及び運送業者に対して消毒の徹底を指導する。
- イ 消毒ポイントを設置するまでの間、飼料工場及び農場での消毒を徹底して実施するよう飼料販売及び運送業者を指導する。

(9) 連絡要員の派遣

県本部防疫対策班は、現地の防疫措置が終了するまでの間、連絡要員を発生農場へ派遣する。

(10) 家畜伝染病予防法の規定に基づく告示

県本部防疫対策班は、第3章II3（2）のク及びコからシまでの事項を告示する。

4 現地対策本部の対応

- (1) 現地農林水産事務所は、所長を本部長とする現地対策本部を設置する。
- (2) 現地対策本部は、本部会議を開催し、本病が発生したことを本部員等へ報告すると

ともに、防疫措置に関する詳細な打合せを行う。

(3) 現地対策本部は、発生農場及び管内すべての市町、農協及び畜産関係者等に対し、遺伝子検出検査の結果が陽性で、本病が発生したことを連絡する。

以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。

(4) 現地対策本部は、第3章V3(6)イの情報提供を行う。

(5) 集合基地、仮設基地を設置する。

(6) 現地対策本部は、以下について防疫対応を行う。

ア 現地対策本部における役割分担の決定

イ 患畜、疑似患畜及び患畜となるおそれがある家きんの決定

ウ 農林水産省が国指針に基づき立ち上げる疫学調査チームと連携して、原因究明や感染経路の解明のための疫学調査の実施

エ 関係機関及び関係団体の協力を得て、現地における防疫措置に必要な人員の確保

(7) 現地対策本部は、発生農場に対し以下の事項について指示する。

ア 患畜又は疑似患畜となるおそれがある家きんの隔離

イ と殺及び汚染物品等の処分

ウ 消毒の実施

エ 農場従事者、農場関係者、農場従事者家族等の健康調査の受診

(8) 現地家保は、本病が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)第13条第1項の規定による感染症の場合は、管轄保健所へ届出を行う。

(9) 管轄保健所は、農場従業者、防疫従事者等の感染を未然に防止するため、防疫作業前後の健康調査を実施する。

(10) 現地対策本部は、防疫作業を安全かつ効率的に行うため、動員者に対し作業開始前に衛生対策や作業内容等を周知する。

5 他家保の対応

他家保は、管内すべての市町に対し、遺伝子検出検査の結果が陽性で、本病が発生したことを連絡する。

以後、随時、当該市町へ必要な情報を提供する。

VI 本病を疑うウイルスが分離された場合の対応

1 病性鑑定室の対応

病性鑑定室は、本病を疑うウイルスが分離されたことを県本部防疫対策班及び現地対策本部へ報告し、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門(以下「動衛研」という。)へウイルス分離材料及び発育鶏卵の尿膜腔液を、国連規格容器を用いて搬送する。

2 県本部の対応

県本部防疫対策班は、本病を疑うウイルスを分離したことについて、以下の機関に報告、依頼又は連絡を行う。

- (1) 動物衛生課への報告及び動衛研における確定検査の依頼
- (2) 県本部の本部長、本部長代理、副本部長、本部員に報告
- (3) 現地対策本部、他家保及び隣接県等に連絡

3 病原性が判定された場合の対応

- (1) 動物衛生課から、分離したウイルスの病原性、型別判定検査結果、本病の患畜の通知を受けた県本部防疫対策班は、現地対策本部及び病性鑑定室にその旨を通知する。
- (2) 現地他家保は、発生農場に検査の結果、本病の患畜と決定されたことの連絡を行う。

Ⅶ 発生農場及び一般農場の防疫対応等

1 発生農場の防疫対応

発生農場の防疫措置は、国指針に基づきと殺、焼却又は埋却、消毒を実施する。

2 発生農場以外の一般農場の防疫対応

患畜となるおそれがある家きんが決定した段階以後、当該農場の移動制限等のまん延防止措置及び制限区域の設定予定範囲内の農場の移動自粛を講じる。発生が確認された後、発生状況確認検査を、国指針に基づき実施する。

3 疫学関連農場の防疫対応

疫学関連農場は、動物衛生課と協議の上、移動を禁止し、国指針に基づき必要な検査を行う。

なお、検査において異状又は陽性が確認された場合は、国指針に基づき第3章ⅡからⅨに準じた対応を行う。

4 移動制限及び搬出制限

(1) 高病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径3kmの区域とする。

ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径10km以内の範囲まで拡大し、又は10kmを超え設定することができる。

イ 搬出制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径10kmの区域とし、移動制限区域を拡大した場合は、その外縁から10kmの区域を設定する。

(2) 低病原性鳥インフルエンザの場合

ア 移動制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径1kmの区域とする。

ただし、発生状況、疫学的背景等を考慮して、動物衛生課と協議の上、半径5 km以内の範囲まで拡大し、又は5 kmを超え設定することができる。

イ 搬出制限の範囲は、原則として、発生農場を中心とした半径5 kmの区域とし、移動制限区域を拡大した場合は、その外縁から5 kmの区域を設定する。

(3) 制限区域の変更

第3章VII 4 (1) のア又は(2) のアの移動制限区域の拡大を行った場合であって、発生状況及び周辺農場の清浄性確認及び疫学調査の結果から、感染拡大が限定的なものとなっていることが明らかとなったときは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域をそれぞれ3 km、1 kmまで縮小することができる。

(4) 制限区域の解除

以下の場合、動物衛生課と協議の上、解除する。

ア 高病原性鳥インフルエンザの場合

- ① 移動制限区域は、最終発生に係る防疫措置の完了後、10日を経過した後に行われる清浄性確認検査が陰性で、かつ21日以上が経過した時
- ② 搬出制限区域は、清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査で陰性を確認した時

イ 低病原性鳥インフルエンザの場合

- ① 移動制限区域は、前項のアの①と同様
- ② 搬出制限区域は、発生状況確認検査で制限区域内全ての農場の陰性を確認した時

(5) 留意事項

県本部防疫対策班は、国指針に基づき以下について留意する。

ア 制限区域内の生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に食用に処理されていたものを除く。）、家きんの死体、排せつ物等、敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）等本病の病原体を広げるおそれのある物品の移動を制限すること。

また、家きん以外の鳥類の所有者へは行政指導により、本病の病原体を広げるおそれのある物品の移動の自粛を要請すること。

イ 移動制限区域内の食鳥処理場（食肉加工場は除く。）、GPセンター、ふ卵場の業務及び品評会等の家きんを集合させる催物の開催等について、動物衛生課と協議の上、停止すること。

ただし、国指針第10の4の制限の対象外（以下「制限の対象外」という。）によって、制限期間内であっても再開できる場合があるので、動物衛生課と協議すること。

ウ 動物衛生課と協議の上、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止すること。

エ 動物衛生課と協議の上、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示すること。

オ 制限区域内の家きん及び家きん卵等の移動については、本病の発生状況、清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、国指針に基づく出荷のための検査で陰性が確認された場合、家畜防疫員の指示のもとに移動すること。

カ 制限区域内の農場に対して、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を認めた場合、直ちに報告するように指導すること。

- ① 同一家きん舎で1日の死亡率が平均死亡率の2倍以上である場合
- ② 本病の特徴的な症状を確認した場合
- ③ 5羽以上の家きんがまとまって死亡している場合又はまとまってうずくまっていることを確認した場合

5 清浄性の確認のための検査

(1) 清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査は、県本部防疫対策班と動物衛生課が協議の上、実施時期について決定し、国指針に基づき実施する。

なお、検査において異状又は陽性が確認された場合は、国指針に基づき第3章ⅡからⅨに準じた対応を行う。

(2) 家畜防疫員は、農場から検査成績を求められた時には検査成績書を交付する。

6 農場監視プログラムの適用

(1) 患畜及び疑似患畜以外でH5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルスの抗体が確認された場合、国指針に基づき農場監視プログラムを適用する。なお、抗体確認後、原則として24時間以内に周辺5km以内の農場の遺伝子検出検査及び血清抗体検査により清浄性を確認する。

(2) 農場監視プログラムは、当該農場の飼養する全家きんが処理された時点又はモニター家きんを配置後28日が経過した日の検査により陰性を確認できた場合、動物衛生課と協議の上、適用を終了する。

Ⅷ 搬出制限の解除

県本部防疫対策班は、発生状況及び清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、搬出制限を解除する。

Ⅸ 移動制限の解除（全ての防疫措置終了）

県本部防疫対策班は、発生状況及び清浄性の確認状況等を勘案して、動物衛生課と協議の上、移動制限を解除する。これにより全ての防疫措置が完了したため県本部を廃止する。

X その他

1 モニタリング検査

家保は、本病の発生を迅速に発見・監視するため、国指針に基づき家きん飼養農場でモニタリング検査を実施する。

2 家きんの死亡状況の報告徴求

家きんの死亡状況の報告徴求は、国内外の発生状況を勘案の上、全ての一般農場を対象に実施する。

3 学校・福祉施設等における家きん飼養状況の把握

学校・福祉施設等及び小羽数飼養者における家きんの飼養状況は、県、市町、関係団体及び家きんの飼養者の連携により、その把握に努める。

4 食鳥処理場における本病の防疫対応

(1) 本病を疑う旨の届出を受けた場合の対応

ア 現地家保は、国指針に基づき直ちに家畜防疫員を当該食鳥処理場及び出荷農場に派遣し、第3章Ⅱに準じた対応を行う。

なお、異常家きんが現地家保の管轄外の農場から出荷された家きんであることが判明した場合には、現地家保は、直ちにその旨を畜産振興課に報告し、畜産振興課は当該出荷農場の所在地を管轄する家保に連絡する。当該出荷農場を管轄する家保は、家畜防疫員を当該出荷農場に派遣し、第3章Ⅱに準じた対応を行う。

イ 異常家きんが県外の農場から当該食鳥処理場に出荷された家きんであることが判明した場合には、現地家保は、直ちにその旨を畜産振興課に報告し、畜産振興課は動物衛生課及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

(2) 食鳥処理場で本病が発生した場合の対応

県本部、現地対策本部は、国指針に基づき第3章ⅢからⅨに準じた防疫措置を行う。

第4章 野鳥における対応

I 防疫方針

- 1 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの防疫措置等の対応については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（平成23年9月26日付け環境省自然環境局長通知、以下「野鳥マニュアル」という。）」、「山口県野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応要領」（令和5年9月1日付け山口県環境生活部自然保護課通知（以下「自然保護課対応要領」という。）」）に基づき、動物衛生課及び環境省自然環境局野生生

物課（以下「野生生物課」という。）と協議の上、実施する。

- 2 自然保護課、畜産振興課、現地農林水産事務所森林部（以下「森林部」という。）及び家保は、野鳥マニュアルに準拠し、環境省が指定する重点監視区域内で行う鳥類生息状況等の把握や死亡野鳥及び傷病野鳥（以下「死亡野鳥等」という。）の回収・検査、糞便でのウイルス分離検査等の本病発生状況に応じた監視（以下「緊急調査」という。）を実施するに当たり、環境省の緊急調査チームの指導助言を仰ぎながら実施する。
- 3 野鳥における本病の発生確認時の家きんの防疫対応は、第3章Iの防疫方針に準拠し、迅速かつ適切に実施する。

II 本病を疑う死亡野鳥等の対応

1 森林部の対応

森林部は、死亡野鳥等の発見及び通報があった場合は、野鳥マニュアル及び自然保護課対応要領の調査基準に基づき調査対象となる場合は回収し、外傷等を確認の上で当該場所を管轄する家保（以下「管轄家保」という。）に搬入する。

2 管轄家保の対応

管轄家保は、森林部より死亡野鳥の搬入に係る通報を受けた際は、速やかに畜産振興課に連絡する。

当該個体を搬入後、簡易検査を速やかに実施する。ただし、早期警戒期間（9月～10月以外の期間は、簡易検査を省略し試料を遺伝子検出検査機関へ直接送付しても差し支えない。

なお、個体の保管、処分については、環境省野鳥マニュアルに準ずる（可能な限り回収後1週間程度保存することが望ましい）。

III 簡易検査の結果が陽性時の対応

1 管轄家保の対応

（1）報告等

管轄家保は、死亡野鳥等の簡易検査の結果が陽性の場合は、速やかに森林部及び畜産振興課へ結果を報告する。

（2）環境省が指定する検査機関への送付

自然保護課における環境事務所への送付先確認後、（3）の場合を除き管轄家保は、検体に「死亡野鳥等調査様式」を添付し、直ちに環境省が指定する検査機関に送付する。

(3) 病性鑑定室への搬送

自然保護課及び畜産振興課が遺伝子検出検査の必要があると判断した場合に限り、直ちに検体を病性鑑定室へ搬送する。

2 病性鑑定室の対応

(1) 遺伝子検出検査の実施

病性鑑定室は、管轄家保より検体が搬入された場合、直ちに遺伝子検出検査を行い、その結果を畜産振興課に報告する。

(2) 検体の送付

病性鑑定室は、遺伝子検出検査を実施した場合、その検査結果にかかわらず、病原性検査実施のため、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

3 畜産振興課の対応

畜産振興課は、簡易検査の結果又は病性鑑定室から連絡を受けた遺伝子検出検査結果を直ちに、自然保護課、管轄家保、農林水産政策課に報告する。

4 連絡会議の設置

農林水産部長は、簡易検査結果が陽性である旨の報告を受けたときは、原則として連絡会議を設置する。

5 連絡会議の対応

(1) 連絡会議の開催

ア 連絡会議野鳥調査班である自然保護課（以下「連絡会議野鳥調査班」という。）は、簡易検査結果が陽性であることを報道機関等へ公表するとともに、連絡会議防疫対策班は連絡会議を開催し、関係各課に必要事項の連絡、防疫措置及び環境省が実施する調査への協力及び今後の方針について協議を行う。

イ 報告等

連絡会議野鳥調査班は、簡易検査結果が陽性であることを、野生生物課及び中国四国地方環境事務所野生生物課に報告するとともに、随時必要な情報を提供する。

ウ 情報の提供

連絡会議野鳥調査班及び連絡会議防疫対策班は、連絡会議広報班である広報広聴課と連携し、県民に正確な情報を提供するため、県のホームページ等を通じて情報を提供する。

以後、随時、県民へ必要な情報を提供する。

エ 野鳥監視重点区域の設定

連絡会議野鳥調査班は、野鳥マニュアルに準拠し、環境省が指定するための発生地周辺の野鳥監視重点区域の設定を行う。

IV 遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

(H5及びH7亜型の鳥インフルエンザウイルスの遺伝子が検出された場合)

1 農林水産部長は、遺伝子検出検査結果が陽性である旨の報告を受けたときは、原則として連絡会議を設置する。

2 連絡会議の対応

(1) 連絡会議の開催

ア 連絡会議野鳥調査班は、遺伝子検出検査結果が陽性であることを報道機関等へ公表するとともに、連絡会議防疫対策班は連絡会議を開催し、関係各課に必要事項の連絡、防疫措置及び環境省が実施する調査への協力及び今後の方針について協議を行う。

イ 報告等

連絡会議野鳥調査班は、遺伝子検出検査結果が陽性であることを、野生生物課及び中国四国地方環境事務所野生生物課に報告するとともに、随時必要な情報を提供する。

ウ 家きん飼養農場等への異状の有無の確認及び消毒

連絡会議防疫対策班は、当該野鳥を確保した地点において、必要に応じて通行制限及び遮断（山中、住宅密集地で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く）を実施するとともに、その地点から半径3km以内の家きん飼養農場等に対する速やかな電話等による異状の有無の確認及び消毒（以下「緊急防疫措置」という。）を、当該対象農場を管轄する家保（以下「対象農場管轄家保」という。）に指示する。

エ 情報の提供

連絡会議野鳥調査班及び連絡会議防疫対策班は、連絡会議広報班である広報広聴課と連携し、県民に正確な情報を提供するため、県のホームページ等を通じて情報を提供する。

以後、随時、県民へ必要な情報を提供する。

オ 野鳥監視重点区域の設定

連絡会議野鳥調査班は、野鳥マニュアルに準拠し、環境省が指定するための発生地周辺の野鳥監視重点区域の設定を行う。

3 対象農場管轄家保の対応

(1) 緊急防疫措置の準備

対象農場管轄家保は、連絡会議防疫対策班の指示に従い、必要資材について確定及び報告を行う。

(2) 緊急防疫措置の実施

ア 異状の有無の確認

第4章IV2(1)のウの対象農場における異状の有無の確認、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認、注意喚起及び健康観察の再徹底を目的に、確認を行う。

イ 消毒

第4章IV2(1)のウの対象農場における消毒を速やかに実施する。

ウ 緊急防疫措置の報告

実施状況は遅滞なく連絡会議防疫対策班に報告する。

4 各家保の対応

各家保は、一般農場、市町、農協及び関係者への連絡並びに広報資料の作成を行う。

5 管轄保健所の対応

死亡野鳥等やその排せつ物に接触したすべての者について、接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、必要な調査等を実施する。

V 死亡野鳥等において分離ウイルスの病原性が高病原性と確認された場合の対応

1 野生生物課からの通知への対応

野生生物課から高病原性鳥インフルエンザウイルスを分離した旨の通知を受けた連絡会議野鳥調査班は、連絡会議にその旨を連絡する。

2 連絡会議の対応

(1) 連絡会議野鳥調査班及び連絡会議防疫対策班の対応

ア 報告等

連絡会議野鳥調査班及び連絡会議防疫対策班は、死亡野鳥等から分離したウイルスが高病原性と確認されたことについて、以下の機関への報告又は連絡を行うとともに、随時必要な情報を提供する。

- ① 動物衛生課への報告
- ② 知事等への報告及び県警への連絡
- ③ 隣接県等への連絡

イ 連絡会議防疫対策班は、分離ウイルスが高病原性と確認されたことについて、各家保へ連絡し、国指針に基づき必要な対応を指示する。

ウ 本病が感染症法第13条第1項の規程による感染症である場合は、管轄家保に対し管轄保健所へ届け出を指示する。

エ 連絡会議野鳥調査班の対応

連絡会議野鳥調査班は、野鳥マニュアルに準拠し、環境省に対して緊急調査チームの派遣要請を行うとともに指導助言等協力を求める。

VI 防疫措置完了時の対応

連絡会議防疫対策班、連絡会議野鳥調査班は、発生地周辺の野鳥サーベイランス調査等の結果を勘案して、動物衛生課及び野生生物課と協議の上、防疫措置の完了について連絡会議で報告する。その後は、第4章Iの2に準じ、防疫体制を堅持する。

VII その他

1 簡易検査の結果が陰性時の対応（簡易検査を省略する場合の対応含む）

(1) 管轄家保の対応

管轄家保は、遺伝子検出検査のため、検体に「死亡野鳥等調査様式」を添付し、直ちに検体を環境省が指定する検査機関に送付する。

(2) 遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

ア 連絡会議の設置と公表

自然保護課は、遺伝子検出検査の結果が陽性の報告を受け、第4章のIVに準じ、畜産振興課と連絡会議を開催し、その旨を公表し、必要な対応を行う。

イ 高病原性鳥インフルエンザと確認された場合

分離ウイルスが高病原性鳥インフルエンザと確認された旨の報告を受けた連絡会議の関係各課は、第4章のVに準じ、必要な対応を行う。

ウ 連絡会議防疫対策班は、本病が感染症法第13条第1項の規程による感染症である場合は、管轄家保に対し管轄保健所に届け出を指示する。

2 簡易検査が陽性で、遺伝子検出検査が陰性の場合の対応

病性鑑定室は、野鳥マニュアルに基づき、病原性検査のために、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

第5章 動物園等の飼養鳥における対応

I 防疫方針

1 家きん以外で飼養されている鳥類（以下「飼養鳥」という。）における高病原性鳥インフルエンザの防疫措置の対応については、「動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針」（令和5年10月12日付け環境省自然環境局長通知、以下「飼養鳥対応指針」という。）に基づき、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室（以下「動物愛護室」という。）、動物衛生課と協議の上、実施する。

- 2 生活衛生課は、飼養鳥対応指針に準拠し、飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザの発生が疑われる際及び発生した際に、畜産振興課、家保及び保健所と連携して対応する。畜産振興課及び家保は、早期診断のための検査及び家きんに係わる対応を行う。

II 本病を疑う異常を示した飼養鳥発生時の対応

1 確認時の連絡及び検査対応

飼養鳥の飼養者は、飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザを疑う場合、簡易検査を行う。

飼養鳥の飼養者で検査できない場合、飼養者は、管轄保健所及び管轄家保に連絡するとともに、管轄家保に飼養鳥を送付し、簡易検査を実施する。

連絡を受けた管轄保健所は、速やかに生活衛生課及び健康増進課にその旨を連絡する。

2 簡易検査の結果が陽性時の対応

飼養鳥の飼養者は、管轄保健所及び管轄家保に連絡し、管轄保健所は生活衛生課及び健康増進課に連絡する。管轄家保は畜産振興課に連絡する。

また、畜産振興課は、自然保護課に連絡する。

飼養鳥の飼養者等は、病性鑑定室に材料を送付し、病性鑑定室は、直ちに、遺伝子検出検査を実施する。

3 簡易検査の結果が陰性時の場合

飼養鳥の飼養者は、当該鳥の症状の経過観察状況を管轄保健所に連絡し、管轄保健所は生活衛生課及び健康増進課に連絡する。

飼養者、管轄保健所及び生活衛生課は、その状況に応じて必要な対応を行う。

4 遺伝子検出検査の結果が陽性時の対応

(1) 病性鑑定室の対応

病原性検査のために、検体を環境省が指定する検査機関へ送付する。

(2) 連絡会議の設置

農林水産部長は、遺伝子検出検査結果が陽性である旨の報告を受けたときは、原則として連絡会議を設置する。

(3) 連絡会議防疫対策班の対応

連絡会議防疫対策班は連絡会議を開催し、遺伝子検出検査結果が陽性であることを関係各課に報告するとともに、報道機関等へ公表する。また、対象農場管轄家保には、緊急防疫措置を指示し、連絡会議防疫対策班は、動物衛生課にその旨を報告

する。

(4) 対象農場管轄家保の対応

対象農場管轄家保は、第4章Ⅳの3に準じ、必要な対応を行う。

(5) 管轄保健所の対応

感染鳥（既に死亡しているものを含む）やその排せつ物に過去3日以内に接触歴をもつ者に対して健康状況の把握を行うなど、必要な調査等を実施する。

5 飼養鳥において分離ウイルスの病原性が高病原性と確認された場合の対応

分離ウイルスが高病原性鳥インフルエンザウイルスと確認された旨の報告を受けた連絡会議の関係各課は、第4章Ⅴの2に準じた対応を行う。

対象農場管轄家保は、第4章Ⅳの3に準じ、必要な対応を行う。

また、飼養鳥の飼養者及び生活衛生課は、飼養鳥対応指針に基づき必要な対応を行う。

第6章 学校・福祉施設等及び小羽数飼養者への対応

学校・福祉施設等及び小羽数飼養者で高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した際は、第3章から5章に準じ、関係省庁等と協議の上、必要な防疫措置を行うものとする。

第7章 共通事項

I 県民への情報提供

1 情報提供

県は、風評被害を最小限に抑えるため、県のホームページに防疫措置状況及びQ&A等の本病に関する情報を掲載するとともに、報道機関等を通じて広く県民に情報を積極的に提供する。

2 相談窓口の設置

県は、県庁、必要に応じて各家保及び各森林部及び各保健所等に本病に関する相談窓口を設置し、広く県民の相談に応じる。

3 鶏卵・鶏肉の安全性広報

県は、簡易検査等の結果が陽性であることを公表後は直ちに、鶏卵・鶏肉の安全性を広報する

4 立入検査結果の交付

一般農場が、養鶏関連業者等から本病の立入検査状況を求められた場合、現地家保は、立入検査結果を交付する。

II 要領等の制定

本防疫計画以外の検査の手順、方法などの詳細については、別途要領等を定める。